

野洲市景観条例(案)に寄せられたご意見と市の考え方

パブリックコメントでいただいたご意見の概要と市の考え方を、以下のとおりまとめました。

なお、パブリックコメントでは、野洲市景観条例(案)に関してご意見を求めたものですが、景観全般にわたるご意見についても、本市の景観まちづくりを進めるにあたり指針となる野洲市景観形成方針を踏まえ、現状の市の考え方を示させていただきました。

- (1)意見募集期間 平成23年11月7日(月)～12月7日(水)
- (2)意見提出者数 2名(直接提出 1名 電子メール 1名)

ご意見は項目ごとに整理しています。

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	条例全般	<p>野洲市にしかない三上山の眺望景観、琵琶湖・家棟川流域の景観、市内で分岐する中山道と朝鮮人街道、里山や河辺林などの緑地緑化形成といった、野洲の特徴的な景観に重点を置くべきである。</p> <p>三上山は、浮世絵や俳句に詠まれた歴史的文化的価値、市民・国民に崇拜される宗教的価値のある「神の山」であることを認識すべきである。</p> <p>市街化区域編入予定地区の市三宅・行畑・野洲地区において、景観に配慮するため低層住宅地にするならまだしも、低層の商業施設にするのなら、商業施設をもっと車で便利でかつ市街化を必要とする湖南幹線沿いにもってくるほうがよほど自然で、野洲市の総合計画にも合致すると思われるが、それを景観条例で触ることができないのなら景観条例自体意味があるのかどうか疑問。</p> <p>特定の地域を対象とした景観条例は必要であるが、広範囲を対象とすることには反対である。景観審議会において広い視野で考えていただきたい。メリハリをつけた条例の運用と、不要な拡大解釈のないように願う。</p>	<p>市では、本年9月に景観形成方針を定めており、この方針に基づいて条例(案)を作成しています。</p> <p>当地区については、JR 野洲駅周辺として、活性化を図る地区であり、地区のまちづくりについて、景観形成方針を踏まえた地区計画の設定を予定しています。</p> <p>現在、県条例において、市全域で大規模建築物等の新築等一定の行為については届出を義務付けており、野洲市においても、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等は引き続き全市域で行政指導の対象としたいと考えています。</p>

			また、景観形成上、特に重要な区域は、条例第6条で、「良好な景観の形成を図るため、特に必要と認める区域を重点区域として指定し、景観計画に定めることができる。」としています。
2	基本理念	<p>本則として、(基本理念)を条文化すべき。</p> <p>野洲市の総合計画や都市計画マスタープランに明記されている「庭園都市」を記述すべき。</p> <p>第3条で市の責務として示される「良好な景観形成を図る」を記述すべき。</p>	<p>本市の景観の基本理念は、各条文の統一的趣旨として、条文中で列記するのではなく、前文で独立して示し、その位置付けをより明確にしています。</p> <p>総合計画では、「庭園都市」は、景観に関する記述がある基本目標4「美しい風土を守り育てるまち」ではなく、基本目標5の「うるおいとにぎわいのある快適なまち」に位置付けられており、今後予定している都市計画マスタープランの改訂における議論が必要であり、景観条例では明記しません。</p> <p>前文の、「良好な景観まちづくり」に「良好な景観の形成」が含まれると考えています。</p>
3	景観の将来像	「景観の将来像」である「おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観 ～山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ～」を、同条例の前文または基本理念で表現すべき。	「景観の将来像」は、基本理念に基づき、良好な景観を形成していくための方針として「景観形成方針」で定めているものであり、景観条例では明記しません。
4	第1条(目的)	先行して景観行政団体となった自治体は、景観を重視し経済的発展や「にぎわい」を実現させている。景観条例を「にぎわい」に貢献するものとして位置づけるには不十分な記載である。	景観形成方針において、「にぎわい」は、良好な景観形成方針に向けての基本方針である市の活性化と一体的な市街地景観の創出の中に含まれており、条例での特出しは考えておりません。
5	第2条(定義)	届出の適用除外を明確化するためにも、「大規模建築物」のみならず、「建築物」「工作物」「広告物」等について、積極的に定義すべき。	「建築物」「屋外広告物」については、景観法第7条、「工作物」については第8条第4項第2号において定義されているため、景観条例では定義しません。
6	第3条(市の責務)	第2項及び第3項が「努力義務規定」になっているが、市は景観行政の実施主体であるから、少なくとも第3項は、明確な「義務規定」にすべき。	景観形成方針において、良好な景観形成方針に向けての基本方針を、市民・事業者・公共との協働による景観の形成としていることを踏まえ、努力規定としたものです。
7	第4条(市民及び事業者の責務)	「市民及び事業者の責務」のみに留めず、「事業者及び施工者の責務」「土地及び建築物の所有者の責務」まで、それぞれ立場の異なる景観形成の主体として、個別に明確にしておく必要がある。	「市民及び事業者の責務」という表現で、ご意見の主体は網羅できるものと考えます。

8	第2章 景観計画	景観計画策定段階から、景観形成主体としての市民による参画が不可欠である。 守山市条例では第10条(景観計画への提案団体)、近江八幡市条例では第10条(風景計画検討に当たっての市民参画)として、市民参画を保障している。	景観法第9条第1項(公聴会等の開催)、同法第11条(住民等による提案)等で市民参画の保障について規定しています。条例でも第3条第2項で市民参画の保障について規定しています。
9	第8条(届出を要する行為)	対象地域を「重点地区内」に絞り込むのは限定のし過ぎである。野洲市景観条例(案)がベースとしている県条例第11条も、「琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区および河川景観形成地区」と広く対象としている。	本市では、県条例で定める重要区域に加え、市の特性に応じた独自地区を重点地区とし、第8条の行為については届出を必要とすることを考えています。 また、重点地区以外については、条例第10条第6号により、大規模建築物等の一定の行為については届出を必要とすることを考えています。
10	第10条(届出を要しない行為)	すべてが適用除外になるのではないかと思う。	県条例と同じく、規則で定める工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更、第5号の国の機関、県の機関その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの、第6号の重点地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更については、届出を必要とすることを考えています。
11	「景観協議会」	景観法は、景観形成の主体たる市民との協働を実現する手立てのひとつとして、「景観協議会」を用意している。同条例(案)に、その定めがないのは、大きな欠落である。	景観協議会は、景観法第15条に規定されており、景観条例には規定しません。法に基づき設置することは可能です。
12	「景観協定」	景観形成の主体たる市民の力を発揮させる手立てのひとつとして、景観法では「景観協定」が用意されている。これは、「景観まちづくり」を目的として、地域や人を結びつける具体策である。 野洲市には、県条例のもとでの景観協定地区が、すでに10地区もあり、市内での先進地区として、先述の「景観協議会」の構成員にもなり得ると考える。	景観協定は、景観法第81条に規定されており、景観条例には規定しません。法に基づき締結することは可能です。
13	その他	高層建築やパチンコ屋が景観に合わない決めつけることは、街のにぎわいや住環境を否定することになる。野洲駅南口の夜は店の明かりがなくとも暗い。人口5万の玄関口には見えない。 広い水田を守ることと、にぎわいのための市街化高層化は決して相反しないと思う。	景観形成方針において、良好な景観形成方針に向けての基本方針を、市の活性化と一体的な市街地景観の創出としており、この方針に基づき、具体の景観計画を策定するとともに、野洲駅南口周辺の活性化方策についても、今後検討が必要と考えています。 ご意見については、景観形成方針において、良好な景観形成方針に向けての基本方針を、市の活性化と一体的な市街地景観の創出と

		<p>野洲市は、景観を良くして観光地として成長していくのは難しいので景観にこだわる必要はない。</p>	<p>しています。</p> <p>景観形成方針では、観光のために景観形成を図ることは定めていません。ただし、来訪者に対しても、現在の良好な景観を享受していただけるよう、もてなしの気持ちで取り組むとしています。</p>
--	--	---	--

以上から、パブリックコメントにより、景観条例(案)を変更する具体的事項は認められませんでした。

参考 その他のご意見

No.	意見の概要
1	「野洲市の景観を考える委員会」に十分な熱意と誠意が感じられず、景観条例制定での役割を十分には果たしていない。
2	景観条例(案)が議案となった第6回委員会の出席委員が少なかった。
3	市民から出された意見に関して、議論がなされなかった。
4	議論の蒸し返しや、責任転嫁の言動が見られた。
5	傍聴者の意見が事務局から各委員に届いていないようである。